

2020年4月17日

各位

小西建装株式会社

改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく緊急事態宣言に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、健康面や生活面に影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、この度、改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく緊急事態宣言が出されました。これに伴い対象地域（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県）の知事からは、不要不急の外出は自粛し感染の拡大を抑制する旨の協力要請が出されております。更に政府は、4月16日に「緊急事態宣言」を全国に拡大いたしました。また、行政の要請等を踏まえ、弊社では、お客様の安全・安心、従業員の健康管理のため、以下の対応を実施しております。（当面5月31日まで）お客様にご迷惑をお掛けする事態も懸念されますので、対応等につきましては、ご理解・ご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

1、弊社における取組み

- ①従業員の時差出勤等
- ②従業員の出勤前措置（自宅にて体調チェック、体温チェックの義務付け）
- ③発熱、倦怠感等の風邪症状が出た場合の出勤禁止
- ④マスク着用、手洗い、うがいの励行及び、手洗い消毒液、ハンドソープの設置
- ⑤定期的な換気
- ⑥社内の空気清浄機、空間除菌剤（置き型）等の設置

なお、連絡先については変更ございませんが、一時的に電話がつながりにくくなることや定例業務が一時的に遅延することも想定されます。行政の要請等も踏まえ、お客様にご迷惑をお掛けする事態となった場合、この他にも対応が必要となるケースも想定されます。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

これら感染拡大防止への取り組みにより、お客様の安全・安心、従業員の健康管理にしっかり取り組んでまいります。